

令和 3 年度（令和 2 年度事業）
宗像市教育委員会事業報告書

令和 4 年 3 月
宗像市教育委員会

目 次

1 点検及び評価の概要	1
(1) 点検及び評価について	2
(2) 点検及び評価の対象	2
(3) 点検及び評価の方法	2
(4) 学識経験を有する者の知見の活用	3
 2 教育委員会の活動状況	 5
(1) 教育委員会会議の開催状況	6
(2) 教育委員会会議での審議状況	6
(3) 教育委員会活動の概要	10
(4) 教育委員会に関わるその他の活動	10
 3 教育委員会事務に係る点検及び評価結果	 13
(1) 点検及び評価について	14
(2) 点検及び評価結果	14
I 子育て環境の充実	15
II 教育活動の充実	18
III 教育環境の充実	26
IV グローバル人材の育成と国際交流の推進	35
V 互いに尊重し、協力し合う社会の充実	39
VI 歴史文化の保存と活用	41
VII 生涯を通じた学習の振興	46
VIII スポーツの多面活用	50
(3) 教育に関し学識経験を有する者による意見	55

1 点検及び評価の概要

（１）点検及び評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）」第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表しなければならないこととされています。

この報告書は、法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する市民への説明責任を果たすことを目的に、令和２年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行ったものです。

本市教育委員会では、この点検及び評価の結果を今後の教育行政に反映させることで、より一層の取組の充実を図っていくこととしています。

なお、本報告書において、小学校及び義務教育学校前期課程を「小学校」と、中学校及び義務教育学校後期課程を「中学校」と、小学校、中学校及び義務教育学校を「市立学校」と表記しています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

- 第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（２）点検及び評価の対象

令和２年度(令和２年４月１日～令和３年３月３１日)の教育委員会会議の開催及び運営状況、その権限に属する事務の審議状況、また、教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務について点検及び評価を行います。

（３）点検及び評価の方法

第２次宗像市総合計画における各施策及び主要事業について、教育委員会が設定した成果指標や活動指標に基づき点検及び評価を行います。主要事業の推進状況等については、次の４段階で評価し、施策全体の今後の方向性を整理します。点検及び評価にあたっては、学識経験を有する者の意見を聴取します。

4	十分な成果が見られる。
3	一定の成果が見られる。
2	成果が不十分である。
1	成果が見られない。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

法第 26 条第 2 項が規定している「教育に関し学識経験を有する者の知見」については、専門的な見地が求められることから、大学等の専門家からの意見書を求める形をとっています。

また、本点検・評価は教育委員会の自己評価であることから、この意見書をもって客観性を担保し、点検及び評価制度の改善点や教育委員会が実施する評価の妥当性及び内容について意見をもらっています。

・教育に関し学識経験を有する者

氏名	所属団体等
川島 耕司	福岡教育大学 教授

2 教育委員会の活動状況

（１）教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議については、原則として毎月１回「定例教育委員会」を、また必要に応じて「臨時教育委員会」を開催しています。令和２年度については、会議を合計１６回開催しました。

- ①定例教育委員会・・・１２回
- ②臨時教育委員会・・・４回

（２）教育委員会会議での審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第２１条に定める職務については、同法第２５条及び「宗像市教育委員会事務委任規則」の規定等に基づき、令和２年度は審議案件が３４件、協議案件が２件、報告案件が６７件でした。

【審議案件の内訳】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針 ４件
- ② 教育委員会規則の制定及び改廃 １３件
- ③ 職員（教職員を含む）の人事に関する事 ４件
- ④ 法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱 ８件
- ⑤ 教科書の採択に関する事 １件
- ⑥ その他 ４件

令和２年度 教育委員会審議案件等一覧表

①審議案件

議案番号	議 題	委員会名
第１号	宗像市民図書館協議会委員の委嘱について	４月定例
第２号	宗像市立赤間小学校用地の処分について	４月定例
第３号	宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任について	４月定例
第４号	宗像市学校給食審議会委員の委嘱について	５月定例
第５号	宗像市教育支援委員会委員の委嘱について	５月定例
第６号	宗像市幼児教育審議会規則の一部を改正する規則について	６月定例
第７号	宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則について	６月定例
第８号	宗像市文化財保存活用地域計画の作成について	７月定例
第９号	宗像市幼児教育審議会委員の委嘱について	７月定例
第１０号	宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について	７月定例
第１１号	令和３年度使用第３地区中学校教科用図書の採択について	７月臨時
第１２号	宗像市スポーツ推進委員の委嘱について	１０月定例
第１３号	宗像市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について	１０月定例

議案番号	議 題	委員会名
第 14 号	宗像市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について	11 月臨時
第 15 号	宗像市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について	11 月臨時
第 16 号	宗像市教育委員会委員の辞職について	11 月臨時
第 17 号	宗像市世界遺産保存活用検討委員会委員の委嘱について	11 月定例
第 18 号	宗像市立学校教職員の人事異動について	12 月臨時
第 19 号	宗像市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について	12 月定例
第 20 号	宗像市学校給食審議会委員の委嘱について	12 月定例
第 21 号	宗像市立学校教職員の人事異動について	12 月臨時
第 22 号	令和 2 年度（令和元年度事業）宗像市教育委員会事業報告書について	1 月定例
第 23 号	宗像市学校教育基本計画後期計画（案）の策定及びパブリック・コメントの実施について	1 月定例
第 24 号	宗像市歴史文化遺産保存活用地域計画（案）の作成及びパブリック・コメントの実施について	2 月定例
第 25 号	宗像市幼児教育審議会規則の一部を改正する規則について	2 月定例
第 26 号	宗像市学校教育重点アクションプラン 2021 の策定について	2 月定例
第 27 号	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について	3 月定例
第 28 号	宗像市教育支援委員会規則の一部を改正する規則について	3 月定例
第 29 号	宗像市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について	3 月定例
第 30 号	宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則について	3 月定例
第 31 号	宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について	3 月定例
第 32 号	宗像市学校教育基本計画後期計画の策定について	3 月定例
第 33 号	宗像市立学校教職員の人事異動について	3 月定例
第 34 号	宗像市教育委員会事務局職員の人事異動について	3 月定例

②協議案件

番号	議 題	委員会名
1	宗像市学校教育重点アクションプラン 2021（案）について	1 月定例
2	世界遺産のあるまちづくり計画（仮称）案の策定及びパブリック・コメントの実施について	2 月定例

③報告案件

番号	議 題	委員会名
1	国指定史跡「宗像神社境内」整備基本計画について	4 月定例
2	城山中学校改築基本計画について	4 月定例

番号	議 題	委員会名
3	県立特別支援学校誘致事業について	4 月定例
4	令和 2 年度市立学校校長・教頭名簿及び市費職員配置について	4 月定例
5	行政報告について	4 月定例
6	後援報告について	4 月定例
7	令和元年度家庭教育学級開催状況について	5 月定例
8	宗像市民図書館 Y o u T u b e 公開のお知らせ	5 月定例
9	令和 2 年度宗像市立学校の児童生徒数・学級数について	5 月定例
10	行政報告について	5 月定例
11	後援報告について	5 月定例
12	新型コロナウイルス感染症対策下における今後の学習支援等について	5 月定例
13	宗像市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について	6 月定例
14	イングリッシュ・キャンプ 2020 の実施について	6 月定例
15	Anne Tube について	6 月定例
16	第 15 回宗像市図書館を使った調べる学習コンクールの実施について	6 月定例
17	令和 2 年度 6 月補正予算について	6 月定例
18	宗像市立学校における行事及び土曜授業について	6 月定例
19	行政報告について	6 月定例
20	後援報告について	6 月定例
21	令和元年度雑誌スポンサー制度報告	7 月定例
22	行政報告について	7 月定例
23	後援報告について	7 月定例
24	令和元年度図書館要覧	8 月定例
25	市立学校における新型コロナウイルス感染症について	8 月定例
26	行政報告について	8 月定例
27	後援報告について	8 月定例
28	令和 2 年度海の道むなかた館特別展の開催	9 月定例
29	平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害の復旧・復興に係る職員派遣	9 月定例
30	学校支援訪問について	9 月定例
31	教育委員会事業にかかる点検・評価方法の見直しについて	9 月定例
32	行政報告について	9 月定例
33	後援報告について	9 月定例
34	「子ども権利に関する講演会」及び「子どもフリーDay2020」の開催について	10 月定例
35	第 15 回宗像市図書館を使った調べる学習コンクール入賞作品について	10 月定例
36	行政報告について	10 月定例

番号	議 題	委員会名
37	後援報告について	10 月定例
38	城山中学校改築事業にかかる事業者公募開始について	11 月臨時
39	修学旅行について	11 月定例
40	行政報告について	11 月定例
41	後援報告について	11 月定例
42	読書月間	12 月定例
43	福岡教育大学連携事業報告について	12 月定例
44	玄海東小学校給食室火災における火災調査結果について	12 月定例
45	学校教育基本計画後期計画（案）について	12 月定例
46	行政報告について	12 月定例
47	後援報告について	12 月定例
48	令和 2 年度家庭教育学級「メディアの落とし穴」～保護者が知っておきたいこと・できること～の開催について	1 月定例
49	図書館を使った調べる学習コンクール「全国審査」結果報告	1 月定例
50	宗像市民図書館全館の臨時休館について	1 月定例
51	行政報告について	1 月定例
52	後援報告について	1 月定例
53	新型コロナウイルス感染症対策に係る令和 2 年度 2 月補正予算について	2 月定例
54	宗像地区教育実践研究表彰式及び宗像地区教育研究所員研究発表会について	2 月定例
55	令和 2 年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について	2 月定例
56	行政報告について	2 月定例
57	後援報告について	2 月定例
58	「宗像市子ども基本条例」に基づく市立学校での取組報告	3 月定例
59	不登校の児童生徒を対象とした体験活動支援事業	3 月定例
60	小学生図書委員活動・中学生図書（文化）委員活動サポート報告	3 月定例
61	令和 2 年度宗像市統一学力テストの結果について	3 月定例
62	令和 3 年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の選任について	3 月定例
63	宗像市立学校の令和 2 年度の児童生徒数・学級数（令和 3 年 3 月 1 日）及び令和 3 年度推計について	3 月定例
64	令和 3 年度定例教育委員会日程表（案）について	3 月定例
65	令和 3 年度全国・九州・福岡県連絡協議会等の会議・研修会予定について	3 月定例
66	行政報告について	3 月定例
67	後援報告について	3 月定例

(3) 教育委員会活動の概要

教育委員は、会議への出席以外に、学校支援訪問、学校の日、各種行事等にも参加しました。

①学校支援訪問

【目 的】

市の重点施策の周知・徹底を図るとともに、重点目標の達成状況について確認し、重点目標に即した教育課程の編成・実施及び校務運営等について指導助言や支援を行い、教育活動の推進を図る。

【訪問日及び訪問先】

10月7日（水）	自由ヶ丘南小学校	10月8日（木）	城山中学校
10月13日（火）	赤間小学校	10月19日（月）	自由ヶ丘小学校
10月20日（火）	自由ヶ丘中学校	10月21日（水）	地島小学校
10月27日（火）	玄海東小学校	10月28日（水）	玄海小・中学校
11月11日（水）	赤間西小学校	1月13日（水）	吉武小学校

【参加者】 宗像市教育委員、宗像市教育委員会事務局

②研修会等

【※】については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や緊急事態宣言の発令により、来賓としての参加や訪問を行っていません。

7月31日（金）	宗像地区教育関係者合同研修会（宗像市）	【中止】
8月4日（火）	全体研修会・教育講演会（宗像市）	【中止】
11月13日（金）	福岡県市町村教育委員会教育委員研修会（福岡市）	【中止】
11月16日（月）～17日（火）	市町村教育委員会研究協議会第2ブロック（愛媛県）	【中止】
1月14日（木）	宗像地区人権同和教育実践交流会（宗像市）	【※】
2月22日（月）	宗像地区教育実践研究合同発表会（宗像市）	【※】

(4) 教育委員会に関わるその他の活動（教育委員が出席する主な活動等）

【※】については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や緊急事態宣言の発令により、来賓としての参加や訪問を行っていません。

月	宗像市における各種行事・大会等
4月	市立学校入学式【※】
5月	学校の日【中止】
6月	学校の日【中止】
7月	学校の日【中止】
8月	

月	宗像市における各種行事・大会等
9月	小学校運動会・中学校体育祭【※】、学校の日【中止】
10月	福岡教育事務所管内市町村教育委員会教育委員人権教育研修会【中止】 小学校・義務教育学校運動会【※】、学校の日【※】
11月	小学校運動会【※】、学校の日【※】
12月	人権問題啓発強調月間街頭啓発【中止】、学校の日【※】
1月	成人式、スピーチコンテスト【中止】、わくわく体験報告会【中止】
2月	学校の日【中止】
3月	市立学校卒業式【※】、学校の日【中止】

3 教育委員会事務に係る 点検及び評価結果

（１）点検及び評価について

教育委員会会議の開催及び運営状況、その権限に属する事務の審議状況、また、教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務を対象とし、点検及び評価を行いました。

第２次宗像市総合計画の施策及び事務事業のうち対象となるものについて、教育委員会事務局にて点検及び自己評価を行い、学識経験者の意見を活用しながら最終的な評価結果及び今後の方針を決定しました。また、評価における視点や妥当性等も含めて学識経験者から意見を聴取しました。

【事業の評価基準】 ４：十分な成果が見られる ３：一定の成果が見られる

２：成果が不十分である １：成果が見られない

※評価については、出来る限り定量的に示せるよう、以下の２点をもとに事業の担当課で自己評価し、その判断理由を評価の右覧に記載している。

①事務事業評価における「成果指標」の目標に対する達成度

②事務事業評価における「活動指標」の達成度

（２）点検及び評価結果

以下に示す８つの施策について、点検及び評価を行いました。また、施策を構成する事務事業の中の主な事務事業については、事業ごとに自己評価を行っています。

I	子育て環境の充実
II	教育活動の充実
III	教育環境の充実
IV	グローバル人材の育成と国際交流の推進
V	互いに尊重し、協力し合う社会の充実
VI	歴史文化の保存と活用
VII	生涯を通じた学習の振興
VIII	スポーツの多面活用

I 子育て環境の充実

◇ 施策の概要

次世代の社会を担う子どもとその家庭を社会全体で支援することを目指し、安心して子どもを産み、楽しく子育てができる環境づくりや、子どもが心身ともにすこやかに育つための環境づくりを展開していきます。

◇ 施策の方向性

【連携した相談支援体制の確立】

育児不安を軽減し、安心して子育てができることに加え、家庭環境や社会環境を改善し、子どもが安心して自分らしく生活できるよう、医師会など関係機関と連携した相談体制の強化に努めていきます。

また、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対して、支援体制の充実に取り組んでいきます。

さらに、仲間づくりや情報提供等の子育て支援に取り組むため、子育て支援センターや地域の子育てサロンとの連携を強化していきます。

【安定した保育体制と幼児教育の充実】

「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育ニーズに対応する提供体制の整備と質の高い保育サービスの提供に取り組めます。

幼児教育振興事業については、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携した総合的な幼児教育の推進、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育から小学校教育への連携強化、協力支援体制の充実に取り組んでいきます。

◇ 施策を構成する主な事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
幼児教育振興事業	教育子ども部 子ども育成課	保幼小連絡会、保幼連絡会、保育士・幼稚園教員研修会の参加者人数	人	329	128
私立幼稚園就園等補助事業	教育子ども部 子ども育成課	就園奨励費補助金額 (～R1)	千円	65,400	—
		幼稚園無償化負担金 (R2～)	千円	—	293,399

◇ 主な事業の令和2年度の実績と評価

事務事業名	幼児教育振興事業	
令和2年度の実績と成果	幼児教育審議会、幼児教育研究協議会、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校（以下「保幼認小」という。）連絡会、保育士教員等研修会を実施した。審議会では幼児教育施策について宗像市幼児教育振興プログラム（第3期）の進行管理や課題について、研究協議会では課題に対して具体的に取組む事業内容の検討等について、協議した。保幼認小連絡会では保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が情報交換を行い、幼児教育と学校教育との円滑な接続のための連携の強化に繋がった。保育士教員等研修会では保育参観の様子から幼児期の姿を共有し、連携接続の意識を高めて「スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム」について検討した。またインクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育への理解を深めるなど保育者の資質及び専門性の向上を図った。	
評価	3	保幼認小連絡会、保幼認連絡会、保幼認教員研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、中止や人数制限をしたため参加者が減少したものの、職責や経験年数別で4回実施することができた。
課題と今後の方向性	宗像市幼児教育振興プログラムに基づき、生きる力の基礎を培う幼児教育の推進及び保幼認小の円滑な接続のための連携強化に取り組む。また、社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため保育者の資質及び専門性の向上を図る。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	安心して子どもを産み、子育てをするためには、妊娠から出産・育児期まで子育て家庭の悩み・不安に寄り添い、子どもの健やかな成長や発達を支援する環境が不可欠である。また、核家族化やひとり親家庭の増加など子育て家庭を取り巻く環境の変化により、家庭や地域の子育て機能が低下している状況にあることに加え、コロナ禍において子育て家庭の不安が増えている。 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼児教育の充実を図っていく必要がある。
今後の方針	子ども関係施設・家庭・地域などと連携しながら、子どもや家庭の抱える様々な悩みや不安に寄り添い、子どもが安心して自分らしく生活できるよう、関係機関と連携した相談支援体制の強化に努める。また、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対する支援の充実に取り組んでいく。 また、子どもの生活の場である家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携した総合的な幼児教育を推進するとともに、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育から小学校教育への円滑な接続のための連携強化と協力支援体制の充実に取り組んでいく。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
出生率低下に伴う少子化に対応するためには、安心して子どもを産み楽しく育てる環境作りが不可欠である。そのため、育児不安解消のための医師会等関連機関との連携した相談体制は今後さらにニーズの高まりが見込まれる。また、成長発達に支援、配慮を要する児童及びその家族にとっては関係機関、専門家等とも連携して支援する相談支援体制は重要であることから、この充実の評価される施策であり継続して充実を図ることが求められる。 保育所・幼稚園・認定こども園等就学前教育と小学校教育の相互理解を図るための関係者の連絡会は円滑な接続を図る観点から就学に伴う段差解消を促進するとともに、連絡内容等の見直しを図るなどして今後のさらなる充実を期待したい。その際、コロナ感染防止対策の観点からも対面実施からオンライン等による協議等を通して柔軟に実施することが望ましい。	

Ⅱ 教育活動の充実

◇ 施策の概要

社会が大きく変化するなか、児童生徒が「生きる力」を身につけるために、知・徳・体をバランスよく育てる学校教育を実践していきます。また、学校、家庭、地域がそれぞれの教育に対する役割を発揮して、互いに連携しながら社会全体で児童生徒を育てられるよう、開かれた学校づくりを推進していきます。

◇ 施策の方向性

【学校教育の充実】

児童生徒の「生きる力」としての確かな学力、豊かな心、健やかな体の確実な育成にむけて、「自立しかかわりを深める子どもの育成」を基本理念とし、中学校区ごとに特色ある取組を一層促進しながら、小中一貫教育をさらに推進していきます。

また、カリキュラム、教員、学校運営の質的な向上を図るため、計画的、組織的に取り組むとともに、特別な支援を要する児童生徒に対する支援体制の強化に取り組んでいきます。

さらに、大学など専門性の高い機関との連携や ICT の活用などにより、学習意欲と知識技能を培う授業や思考力、判断力、表現力を鍛える授業づくりを推進していきます。

【開かれた学校づくりの推進】

義務教育 9 年間での小中一貫教育を核とした家庭、地域と協働する学校づくりを進めるために、育てたい子どもの姿を学校、家庭、地域が共有し、互いに役割を意識しながら、連携して取り組んでいきます。

また、教育活動に関する情報を共有しながら、地域住民、保護者、有識者等の参画を図っていきます。

さらに、児童生徒が幅広い分野を学習することができるよう、学校、家庭、地域、市民活動団体等が連携して、個々が有する専門知識や経験を活用した教育に取り組んでいきます。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
小中一貫教育推進事業	教育子ども部 教育政策課	中学1年の不登校生徒 人数	人	31	32
世界遺産学習推進事業	教育子ども部 教育政策課	「宗像・沖ノ島と関連 遺産群」の社会科等体 験学習実施校数	校	15	7
学力向上支援事業	教育子ども部 教育政策課	全国学力テストの全国 平均正答率を100とし た場合の市平均正答率 (小6)	%	104.0	実施なし
特別支援教育推進事業	教育子ども部 教育政策課	教育支援委員会の判断 結果先に就学した児童 生徒の割合	%	96.0	95.4
学校情報化事業	教育子ども部 教育政策課	授業がわかりやすいと 感じる子どもの割合	%	83	84
教育委員会運営事務	教育子ども部 教育政策課	教育委員会で議案決定 された案件数	件	49	34
教育政策一般事務	教育子ども部 教育政策課	期限付任用職員任用人 数	人	71	65
教育政策振興事業	教育子ども部 教育政策課	教職員研修会回数	回	91	48
就学前健康診断事業	教育子ども部 教育政策課	就学時健康診断受診率	%	99.3	99.5
就学援助事業	教育子ども部 教育政策課	就学援助受給児童人数 (小学生・中学生)	人	759 (小) 489 (中)	764 (小) 508 (中)
高校奨学金事業	教育子ども部 教育政策課	奨学金認定者数	人	264	267
学校保健事務	教育子ども部 教育政策課	児童生徒及び教職員の 保健管理費	千円	45,834	48,843
学校保健事務	教育子ども部 教育政策課	教職員健康診断受診率	%	63	61
教育振興事業	教育子ども部 教育政策課	学校支援ボランティア の延べ人数	人	2,946	1,782
学校教育一般事務	教育子ども部 教育政策課	小学校・中学校入学者 人数	人	1,816	1,742

◇ 主な事業の令和２年度の実績と評価

事務事業名	小中一貫教育推進事業	
令和２年度の実績と成果	令和元年度に引き続き６中学校区に学園コーディネーターを配置し、学校間や学校と地域・家庭が円滑に連携できるよう連絡調整を行うとともに、小中一貫教育推進のため、授業支援、教職員の人材育成および広報活動等を行った。 また、「地域とともにある学校」を目指し、令和元年度から進めている中央学園及び日の里中学園の２学園でコミュニティ・スクールのモデル事業を展開。令和４年度からの市立学校全校での導入に向けて課題や効果の検討を行い、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを一体的に推進する宗像市の「小中一貫コミュニティ・スクール」の推進について、教職員向けの手引きを作成した。	
評価	3	活動指標である学園コーディネーターは昨年度同様の配置を行った。成果指標である中学１年の不登校生徒数については、全国平均と比較するとまだ少ないものの、昨年度から１名増となり増加傾向にある、また、小中一貫教育における兼務については目標にわずかに足りない１９人であった。 小中一貫コミュニティ・スクールのモデル学園の成果や課題が見えてきたことで、教育委員会としての今後の方針決定や他学園への情報共有につなげることができた。
課題と今後の方向性	より一層教育活動を充実させるには、地域や家庭との協働が不可欠であり、「地域に学校を支援してもらう」仕組みから「地域と協働し『地域とともにある学校づくり』」へと転換していく必要がある。そのため、令和４年度からコミュニティ・スクールを全学園に導入し、地域や家庭との連携を強化し、活動の強化を図る。	

【事業の評価基準】 ４：十分な成果が見られる ３：一定の成果が見られる ２：成果が不十分である １：成果が見られない

事務事業名	世界遺産学習推進事業	
令和２年度の実績と成果	全市立学校で世界遺産を核とした「ふるさと学習」を実施した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、世界遺産登録構成資産を含む社会科等体験学習を中止せざるを得ない事態になったことから、貸切バスを利用した学校の支援数は減少となったが、子どもたちが世界遺産を体験しながら宗像市の文化や歴史を学ぶことで、郷土に愛情や誇りをもつことにつながった。	
評価	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会科等体験学習を行うことができた学校は減少しているが、副読本などを活用した学習は全市立学校で実施することができた。

課題と 今後の方向性	各学年に応じた学習ができる副読本の活用や、社会科等体験学習において実際に触れるなど、郷土に対する誇りを醸成するための学習の機会を継続して行う必要がある。令和元年度より開始した「ふるさとふるふる講座」（ルックルック講座の学校版）の内容を適宜見直すことで、学校からのニーズに、より対応できるものにする。
---------------	---

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学力向上支援事業	
令和2年度の 取組と成果	全国学力テストはコロナ禍で実施されなかった。 学力向上支援教員を昨年度に引き続き22名配置し、チームティーチングによる学習指導や習熟度別・課題別学習などの少人数指導を行い、きめ細かな指導および個に応じた指導につながった。福岡教育大学と連携し、学生ボランティアによる放課後学習支援を継続実施したが、コロナ禍で思ったような活動はできなかった。	
評価	3	学力向上支援教員の配置や放課後学習ボランティアなどの活用は、児童生徒に対し、きめ細かな指導および個に応じた指導を行える幅が広がり、その結果、「確かな学力」を身につけさせるという成果があったと考える。
課題と 今後の方向性	教職員の授業力向上、児童生徒の実態に応じた学力向上支援教員の活用が必要であり、今後も、教職員の授業力を向上させるための研修、各学校の状況に応じた学力向上支援教員の派遣や放課後学習支援ボランティアの活用を行っていく。また更なる個に応じた教育、今後の小学校高学年における一部教科担任制導入も見据え、拡充を図っていきたい。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	特別支援教育推進事業
令和2年度の 取組と成果	学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、県を通して巡回相談員を学校に派遣し、教職員に対して相談及び助言を行うことで、支援を必要とする児童生徒への適切な指導と支援につなげた。 教育支援委員会において、保護者等に対して医学的・心理学的・教育的な面談（就学相談）を実施し、就学についての助言を行った。 教育委員会に特別支援教育アドバイザーを配置し、各学校の特別支援教育コーディネーター等に対して、教育指導・助言などのサポートを行った。また、学校の要請に応じ、授業等における児童生徒への指導に対する支援も行い、支援体制の充実を図ることができた。

評価	3	校内支援体制の強化、関係機関との連携及び保護者理解の促進により、教育支援委員会の判断結果先に就学した児童生徒の割合は高水準を保っている。就学相談者数は年々増加しており、特に年長児の増加が著しかったが、教育支援委員会を効率的に運営することで対応することができた。 各種研修会等を通して、特別支援教育推進の核となる人材の育成に取り組むことができた。
課題と今後の方向性		特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立するとともに、学校全体の特別支援教育への理解を深める必要があるため、各種研修会の充実を図る。また、特別支援教育指導員（旧アドバイザー）を増員し、教職員に対して特別支援教育に係る指導助言や支援を行い、児童生徒の特性に応じた教育支援の充実を図る。

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校情報化事業、GIGA スクール推進事業	
令和2年度の取組と成果	小・中・義務教育学校の教職員が使用するパソコン・プリンタ・サーバ等機器及びソフトの保守管理を行うとともに、順次、更新を実施した。また、コロナ禍での学びの保障及び GIGA スクール構想の実現のため、市立学校の教職員及び児童生徒のタブレット端末を整備するとともに、教職員と市教育委員会でタブレット端末の効果的な活用について検討を進めた。	
評価	3	教職員が授業において ICT 機器を活用した授業を行うことができるよう、機器の管理を行うとともに、教職員が授業を行うにあたっての様々なサポートを行うことで、児童生徒が ICT 機器を活用した授業を行うことができています。
課題と今後の方向性	個人情報の取扱いも含め、サーバの更新及び管理に伴う負担軽減について検討を進める。児童生徒の情報活用能力の育成と、1人1台のタブレット端末を活用した授業を推進していくため、教職員が授業において更に ICT 機器を活用するとともに、児童生徒が積極的に活用する授業づくりに取り組む必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	福岡教育大学教育連携強化事業	
令和2年度の取組と成果	「宗像市と福岡教育大学との連携協力に関する協定書」にもとづき、城山学園をモデルとして教育連携強化プランを実施することで、指導力や経営力、人材育成などの学校力の向上を図った。 教職員の資質能力を図るべく、共同研究・出前授業・出前講座（研修	

	会)等を実施した。 教育実習については、体験実習、本実習、教育総合インターンシップ実習、また、教職大学院の各種実習の実習生を受け入れ、育成した。また、実習生に関しては、他市町で実習を断られた学生も本市で受け入れた。 学生ボランティアは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため受け入れを制限したので前年度の約半数となった。 また、連絡調整を行う担当者を連携コーディネーターに一本化したことにより、上記プランを効率的に実施することができた。	
評価	3	共同研究プロジェクトや実習システムの構築など連携コーディネーターを中心に福岡教育大学との連携強化に努めた。 本実習生を受け入れて指導教員になることが自校の人材育成に資するという意識が学校でもより高まってきており、一定の成果が得られた。また、コロナ禍における学生の学習機会の確保にも寄与した。
課題と今後の方向性	実習生の積極的受入れをとおした人材育成やボランティアの受入れ拡大など、円滑な連携を行い、より多くの成果を生み出すため、引き続き連携コーディネーターを配置する。 “個に応じた指導”の充実の一環として、学生ボランティアを、大学に近い学園やＪＲ沿線の便利のよい学校だけでなく、ボランティアの少ない学校にも派遣する方途を工夫する必要がある。 実習生に対して市教育委員会による指導や支援の場を設定し、学校と市教委と大学が協働して教師のたまごである学生を育成していく。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校規模適正化推進事業	
令和２年度の取組と成果	昨年度に引き続き、通学区域ごとの児童生徒数の推計を行い、「宗像市小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針」に基づいて、適正化を進める対象校の検討を行った。	
評価	3	学校周辺の住宅事情や35人学級の進捗を踏まえた将来推計などを行っており、適正化の要否等について引き続き検討を行っている。
課題と今後の方向性	「宗像市立小中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針」のコロナ禍を踏まえた整理を行い、庁内理解・合意を経て、事業推進を図る。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	より一層、教育活動を充実させるには、地域や家庭との協働が不可欠であり、「地域に学校を支援してもらう」仕組みから「地域と協働し『地域とともにある学校づくり』」へと転換していく必要がある。 また、特別支援学級数は年々増加しており、通常教室においても特別な支援が必要な児童生徒が在籍していることから、インクルーシブ教育を構築していくためにも、全教職員の特別支援教育に関する専門的な知見や指導力をさらに向上していく必要がある。 市立学校の教職員及び児童生徒に対してタブレット端末を導入したことをきっかけに、様々な授業や学校生活において ICT 機器を活用することにより、児童生徒の理解や個に応じた教育の実施、情報活用能力の育成につなげる必要がある。
今後の方針	小中一貫教育により、児童生徒の「生きて働く力」としての確かな学力、豊かな心、健やかな体を確実に育んでいく。令和4年度からの全学園でのコミュニティ・スクールの導入を契機に、今一度、小中一貫教育を見直し、「小中一貫コミュニティ・スクール」として、義務教育9年間の縦のつながりと、学校・地域・家庭がより一層連携・協働する横の連携を強化することで、児童生徒の学習活動を充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進する。 また、児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し、実施する支援体制を構築することにより、特別支援教育の充実を図っていくとともに、タブレットを含む ICT 機器を活用した授業を推進し、情報活用能力の育成につなげていく。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
コミュニティ・スクールについては、国の法改正に伴い学校運営協議会の設置が努力義務化され全国的にも導入が進んでいる。宗像市では早くから小中一貫教育を推進することを通して中学校区の教育という考え方が基盤に根付いてきており、児童生徒の育成を縦のつながりの中で行ってきたことの教育的効果が大きい。一方で、少子高齢化に伴う社会の変化に対応するため、地域と協働した学校としての教育活動のさらなる充実が必要であり、そのためのコミュニティ・スクールの導入・充実は言うまでもない。 ここで重要なことは、小中一貫教育により縦軸としてつながった小中の教育課程を教育内容ととらえるなら、学校として閉ざされた教育内容ではなく、それを地域にも説明し連携、協働、さらに連動しながら開いていくことによって、コミュニティ・スクールの推進を通して横に広げることである。 つまり「社会に開かれた教育課程」の実施に当たって、地域の人的・物的資源を生かし、教育のねらいや内容を学校と社会と共有・連携しながら実現させることが求められる。それにより、例えば「世界遺産学習推進事業」における世界遺産登録構成資産に関する社会科学習等は、市内関係機関の専門家や郷土史家、NPO 関係者等の人材に協力を求めるとともに、「学校情報化事業」の推進に伴う ICT 環境の整備により、タブレット等も活用した出前講座等を実施することで体験学習	

と同様の学びができるものとする。

これらのことから、宗像市がめざす「地域とともにある学校」は学校教育の目標と内容を十分に共通理解し、相互のよさや強みを生かしながら、ひと、もの、ことをつなぎ推進することで、これまで以上の教育的効果が期待できる。

Ⅲ 教育環境の充実

◇ 施策の概要

学校は次世代を担う児童生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運営が求められます。

児童生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うことができるよう、学びの場として充実した環境を整備していきます。

◇ 施策の方向性

【学校図書館機能の充実】

読書活動の機会の提供については、学校、家庭、地域、市民図書館が連携し、児童生徒が自ら本の楽しさや大切さを発信、啓発する仕組みを構築するとともに、教諭と学校司書が連携した授業に取り組んでいきます。

読書活動の環境整備については、地域の実情を見ながら学校図書館を開放するなど学校や地域の特徴を活かした児童生徒の学校図書館利用の推進を図っていきます。

また、児童生徒が「読む力」と「調べる力」を身に付け、自主的に読書や調べ学習を行うことができるように、読書センター、学習・情報センターとしての機能を持った学校図書館を整備していきます。

学校司書と司書教諭については、学校における図書活動のさらなる活性化を目指して、学校図書館の運営体制の充実を図っていきます。

【よりよい学校給食の推進】

衛生管理及び食物アレルギー対策を徹底し、安全で安心な学校給食を提供していきます。

また、施設の更新、維持管理を適切に行うことで、学校給食の安定供給に努めます。

食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるため、学校における食育を推進し、各教科と給食をつなげる学習を展開していきます。

これに加えて、ゲストティーチャーによる体験事業の実施や地域の人と農作物の栽培や収穫を行うなど、学校、家庭、地域が連携した食育事業に取り組んでいきます。

さらに、地域の食材や食文化への理解促進のため、地域の食材を使った給食を提供していきます。

【学校施設の充実】

児童生徒が安全、安心、快適に学習できるよう適正な学校や配置について検討しつつ、ICTを活用した教育の実践など、教育環境の変化に合わせた学校施設の改修や改築に計画的に取り組んでいきます。

また、災害時の安全性確保のため、つり天井や照明器具等の落下防止など、学校施設を必要に応じ整備していきます。

【教育相談体制の充実】

教育相談担当教員や養護教諭の資質向上、スクールカウンセラーなどの外部専門家の活用により、学校の教育相談機能の向上を図ります。

これに加えて、子ども相談支援センター、児童相談所、警察、医療機関等の関係機関や地域、市民活動団体等と連携しながら、いじめや不登校など児童生徒の抱える問題の解決に取り組んでいきます。

また、不登校対策として、適応指導教室（教育サポート室エール）での取組を継続して行っています。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
教育相談事業	教育子ども部 教育政策課	教育相談員が受け付けた 相談のうち、解決につな がった割合	%	100	100
学校適応指導教室 運営事業	教育子ども部 子ども支援課	適応指導教室に通室した 児童生徒の不登校解消率	%	27.0	37.5
学校・家庭・地域 連携食育推進業務	教育子ども部 学校管理課	学校・家庭・地域連携食 育事業に取り組む小・中 学校の割合	%	100	73.3
学校給食管理運営 業務	教育子ども部 学校管理課	学校給食をとおした食の 指導実施学校数	校	21	21
学校施設維持補修 事業	教育子ども部 学校管理課	施設に関する修繕及び補 修工事発注件数	件	176	432
学校施設改修事業	教育子ども部 学校管理課	施設の整備不良により児 童生徒が事故を被った件 数	件	0	0
学校運営事務	教育子ども部 学校管理課	施設設備の点検数	件	34	40
学校管理一般事務	教育子ども部 学校管理課	支出命令作成件数	件	80	93
城山中学校整備事 業	教育子ども部 学校整備 プロジェクト室	改築に対する会議及び協 議回数	回	10	23
学校図書館事業	教育子ども部 図書課	1学級当たりの図書館活 用の時数	時間	小：25 中：8	小：30 中：7

◇ 主な事業の令和2年度の取組実績と評価

事務事業名	教育相談事業	
令和2年度の取組と成果	市内すべての中学校と教育委員会にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、児童生徒等の心のケアを中心とした指導助言等を行った。 教育委員会に教育相談員を配置し、地域や保護者からの学校に関する相談・要望等に対応した。教育相談員の積極的な関与により相談数も増えており、相談体制の充実につながった。	
評価	4	スクールカウンセラーの相談受付件数は、休業期間を踏まえると令和元年とほぼ同件数となり、この事業のニーズは高いものとする。また、教育相談員の積極的な関与により、延べ相談受付件数は48件増加しており、教育相談事業の活用が進んでいる結果と考えられる。
課題と今後の方向性	学びの環境をより一層充実させるためには、学校外での様々な問題を抱える児童生徒等に対する支援の充実が必要となる。個別の相談や対応が必要な児童生徒数が年々増加しており、引き続き、関係課や関係機関との連携強化等を図る。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	適応指導教室運営事業	
令和2年度の取組と成果	教育サポート室エールに通う児童生徒の学習意欲の向上や対人関係の改善を図り、生活習慣指導、学習指導、個に応じた学習指導を行うとともに、保護者に対する教育相談や支援を実施した。また、学校および子ども家庭相談室や発達支援室などの関係機関との連携を深めながら、市立学校に在籍する不登校の子どもに関する情報を共有し、通室につなげるための働きかけを行った。学校やエールに通うことのできない不登校状態、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、家庭訪問相談指導員が定期的に家庭訪問し、信頼関係の構築を手掛かりに、エールへの通室や社会的自立を目指した支援を行った。その他にも、エール農園で育てた野菜の販売や、民間の企業や団体などと連携してのプログラミング教室や夜の空港見学など、学校復帰だけでなく、その後の社会的自立につながる体験活動を行った。	
評価	3	コロナ禍の影響もあってか、通室者数が倍増した。不登校解消率については、前年比10ポイント増となり、エールでの取組の成果が出たものとする。

課題と 今後の方向性	エールに通室できている児童生徒は全不登校児童生徒の2割前後で推移しており、エールに通室できない児童生徒への働きかけについて工夫をする必要がある。また、通室者が増えると、人数の多さで通室できなくなる児童生徒が出るため、通室者数の増加を受け、キャパシティの改善についても進める必要がある。また、学校だけではなく、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭相談員との連携についても、引き続き取り組んでいく必要がある。
---------------	--

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校・家庭・地域連携食育推進事業	
令和2年度の 取組と成果	臨時休業やコロナ禍の影響があったものの、学校で生活科や国語などの教科の内容と関連して工夫を凝らし、地域と連携した旬の野菜の栽培、収穫、調理や大豆の栽培から加工の学習など、一定程度事業を実施することができた。学校給食を通した食の指導については、全ての市立学校で実施することができた。	
評価	3	臨時休業やコロナ禍の影響で活動内容や地域ボランティアの招聘を制限せざるを得なかったため、事業の中止や縮小を行った。そのため、地域ボランティアから直接指導を受ける事業は大幅に減ったが、地域ボランティアのメッセージ動画の活用など学習方法を工夫して実施することで、子どもたちは食に対する感謝の心を育むことができている。
課題と 今後の方向性	朝食摂取率の低下、栄養バランスのとれた食事をする子どもの割合が低下するなど、望ましい食習慣の習得に課題がある。子どものうちに健全な食生活を確立するために、発達段階に応じた食育を小中一貫教育とあわせて学園単位で実施する。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	学校施設改修事業
令和2年度の 取組と成果	民間との連携による赤間小学校敷地内土砂災害警戒区域解消工事、自由ヶ丘中学校法面对策工事、大島学園体育倉庫改築事業を実施した。 河東中学校大規模改造工事、自由ヶ丘小・自由ヶ丘南小・河東西小のトイレ大規模改造工事のR3への事故繰越手続きを実施した。 適切な維持管理を行うことによって、施設の不備による事故の発生を防止し、安全安心で、「学びの場」として必要な学校環境を確保した。

評価	3	コロナ禍の影響により夏休み期間が短縮されたため、大規模な改造工事は令和3年度に見送ったものの、施設や設備の不備には迅速に対応し、事故等の発生を防止できた。
課題と今後の方向性	学校施設の老朽化を踏まえ、アセットマネジメント・学校施設長寿命化計画の見直し、施設の大規模改造の前倒し等を検討する必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	市立学校感染症対策事業	
令和2年度の取組と成果	宗像市立学校の消毒業務委託、消毒業務事務員の雇用、感染防止のための消耗品・備品等の購入、手洗い場の増設、東郷小職員室拡張工事など、学校での感染対策を実施した。	
評価	4	消毒液等の消耗品のほか、空気清浄機や液晶モニターの購入、飛沫防止シールドの作成などの感染症対策に係る環境整備を行い、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に対応しながら児童生徒の安全安心な学習環境を確保することができた。
課題と今後の方向性	感染拡大防止策を継続しつつ、ポストコロナにおける安全安心な学習環境を確保する。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	県立特別支援学校誘致事業	
令和2年度の取組と成果	県立特別支援学校新設に伴う用地整備工事のための実施設計・用地測量を行った。また、今後の造成工事を予定通りに滞りなく実施するため、事前の文化財調査を実施した。	
評価	3	令和2年度に実施設計を完了し、県立特別支援学校の令和7年度開校に向け、予定通りに事業進捗している。
課題と今後の方向性	ハード面の整備を進めるほか、通学する児童生徒のみならず、市内小中学校の特別支援教育の向上や市民を対象とした交流事業の実施など、ソフト面の連携を図るため、県教育委員会や福岡教育大学との協議を進める。事業実施の市民理解のため、適宜、周知活動を進める。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	城山中学校整備事業	
令和２年度の 取組と成果	令和元年度に策定した城山中学校改築基本計画を受け、設計施工一括によるデザインビルド発注方式にて事業者募集を行った。また、地質調査等を実施し、これを基に令和３年度以降の基本設計等を実施する。	
評価	3	事業手法をデザインビルドとし、民間事業者の持つノウハウ等を最大限活用しながら学習環境の刷新を図っており、予定通りに事業進捗している。
課題と 今後の方向性	工事期間中の学習環境への配慮と部活動実施場所の確保を進める。デザインビルドによる事業期間（校舎建設）の短縮が期待され、令和５年度中の校舎供用開始を目指している。	

【事業の評価基準】 ４：十分な成果が見られる ３：一定の成果が見られる ２：成果が不十分である １：成果が見られない

事務事業名	学校図書館事業	
令和２年度の 取組と成果	各学校に学校司書 19 人を配置し、学校図書館の運営、読書活動及び学習支援を行った。学校司書未配置の地島小学校については、玄海学園の学校司書が月 1 回訪問して支援を行うとともに、図書委員会活動において、離島の地島小を含めた学園内での交流を図った。学校司書のスキルアップを図るため、各種研修会を開催した。また、学校司書と教諭が連携し、学校図書館を活用した授業支援を全校で行った。市図書館を使った調べる学習コンクール、中学生読書サポーター養成講座を開催した。小学生読書リーダー養成講座は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催を見送った。	
評価	3	学校休校等の影響下でも小学校で 1 学級当たりの図書館活用時数が前年度を上回った。また、市図書館を使った調べる学習コンクールでは、夏休みの短縮等さまざまな制限があったにもかかわらず 1,000 点を超える作品が集まった。
課題と 今後の方向性	学校図書館運営を適正に行う他、学校司書のスキルアップを図り、教諭との連携を強化するとともに、図書館を授業に有効に活用することが求められている。教科書の資料の提供などまとめた「授業支援ガイドブック」、教諭と学校司書が協働で授業を行った事例集「指導略案」の双方を、令和３年度からは、教諭のタブレットから常時閲覧できるよう工夫し、各校での一層の活用を促していく。	

【事業の評価基準】 ４：十分な成果が見られる ３：一定の成果が見られる ２：成果が不十分である １：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、老朽化した施設・設備の改修を実施してきた。今後は望ましい教育環境のあり方を見据えながら、ICTを活用した教育の実践などに対応した学校施設などの整備を行うとともに、児童生徒数の推計を踏まえ、学校の適正な規模や配置について検討しつつ、計画的な施設改修などに取り組む必要がある。 児童生徒の不登校や問題行動は、学力、体力、社会性の低下などにつながるため、児童生徒の不登校やいじめ、その他問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のため、児童生徒、保護者、関係機関と連携しながら教育相談体制を強化する必要がある。また、不登校児童生徒が増加傾向にあり、教育サポート室エールに通室する児童生徒が安心して過ごせる人数としては限界が近づいてきている状況にある。 児童生徒の読書活動や学習活動を支えるため、今後も、落ち着いて読書ができる安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する学びの場としての環境を整える必要がある。 安全で安心な学校給食を提供するため、施設や設備の老朽化に伴う改修や厨房機器の更新を実施してきた。引き続き、衛生管理や施設管理を徹底する必要がある。児童生徒が学校給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることが必要である。また、よりよい学校給食の推進のため、学校給食費の公会計化を実現する必要がある。
今後の方針	児童生徒がより良い教育環境で学べるよう、学校の適正規模・適正配置の推進について検討しつつ、ICTを活用した教育の実践、小学校の35人学級の導入など、教育環境の変化に合わせた学校施設の改修や改築に計画的に取り組む。 教育相談担当教員や養護教諭の資質向上、スクールカウンセラーなどの外部専門家の活用により、学校の教育相談機能の向上を図っていく。 スクールソーシャルワーカーの活用により学校における児童生徒や保護者の相談に、きめ細かく対応する。また、子ども相談支援センター、児童相談所、警察、医療機関などの関係機関や地域、市民活動団体などと連携しながら、いじめや不登校など児童生徒の抱える問題の解決に取り組んでいく。不登校対策として、教育サポート室エールの運営や家庭訪問相談指導員の派遣により、不登校児童生徒への関わりを積極的に行う。また、教育サポート室エールにおいてより多くの児童生徒に対応できる体制の構築について検討を行う。 学校全体で連携し、学校図書館を活用した学習活動に取り組むとともに、司書教諭と学校司書が協力して図書館の運営や図書館を使った授業に取り組む。また、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を持った学校図書館の整備を図る。子どものころから読書習慣の形成を図るため、家読（うちどく）を実施し、学校、家庭、地域が連携、協力して子どもの読書活動に取り組む。 安全で安心な学校給食の提供のために、衛生管理及び食物アレルギー対策を徹底

	し、また、施設の改修や更新、維持管理を適切に実施する。 食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けるため、学校における食育を推進し、各教科と給食をつなげる学習を展開する。また、ゲストティーチャーによる体験事業の実施や地域の人と農作物の栽培や収穫を行うなど、学校、家庭、地域が連携した食育事業に取り組む。さらに、地域の食材や食文化への理解促進のため、地域の食材を使った給食を提供する。加えて、学校給食費の公会計化の実現のため制度の研究・設計を行っていく。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
不登校対応、健康教育、安全安心な学校環境、地域と連携した食育、図書館教育等の充実等に向けた細やかな施策が実施されている。これらは学校教育のうちでも学びを支える基盤整備に関わる施策であり、内容としても不登校児童生徒の学校復帰、不登校傾向にある児童生徒の不安解消と学びの保証、新型コロナ感染防止対策等も含めた健康・安全で衛生的な教育環境の実現等は早急な対応が求められていることから施策実績の実質的な向上が評価される。図書館教育においては学校司書と教諭或いは学校によっては司書教諭資格を持つ教諭等の連携により、学校図書館が読書或いは学習・情報センターとしての機能をさらに向上できるよう、児童生徒の係活動や委員会活動等とのICTの活用による連携の充実も求められる。	

Ⅳ グローバル人材の育成と国際交流の推進

◇ 施策の概要

グローバル化が進展する中、自治体においても世界に目を向け、将来様々な分野で中核的な役割を果たしていくグローバル人材を育成していく必要があります。

語学力やコミュニケーション力を身につけるだけでなく、自国の文化を学び、異国の文化に触れる機会の充実や国際交流の推進を図りながら、市全体でこれからのグローバル化に対応した取組を進めていきます。

◇ 施策の方向性

【グローバル人材の育成】

日本や宗像の歴史、文化等を学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育む事業を展開していきます。

学校教育においては、小中一貫教育を通して、中学校外国語科への円滑な移行を図ることができるよう、小学校の外国語科の授業及び外国語活動を充実させていきます。

また、異文化や語学を年齢を問わず学ぶことができるように、市内2大学等の教育資源を生かした取組や地域と協働した外国語に親しむ場づくりを行い、「学ぶきっかけ」と「学びたいときに学べる場」を広く市民に提供していきます。

【国際交流の推進と体制の整備】

国際交流については、金海市及びカザンラック市と行政レベルでの交流を継続していくことで、恒久的なつながりを築いていくとともに、民間レベルでの交流が活性化するよう支援体制を構築することで国際交流の充実を図っていきます。

また、学校、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業等と連携しながら、関連する事業の一体的な実施や交流機会の提供などのコーディネートを行うことで、相乗効果を図っていきます。

市民に対して、国際交流の状況など、積極的な情報提供を行い、国際交流の取組を共有化していきます。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
英語教育推進事業	教育子ども部 教育政策課	英語を勉強することが好きな中学３年生の割合 (宗像市学習意識調査結果)	%	72	73
グローバル人材育成推進事業	教育子ども部 子ども育成課	英語を勉強することが好きな中学生の割合(宗像市学習意識調査結果)	%	71	69
国際交流事業	教育子ども部 子ども育成課	国際交流関連イベント参加者数 (学校訪問含む)	人	563 (2,524)	82 (1,002)

◇ 主な事業の令和２年度の実績と評価

事務事業名	グローバル人材育成推進事業	
令和２年度の実績と成果	第２期宗像市グローバル人材育成プランの施行開始年として、学校および民間企業等との連携関係を生かし、それぞれの年代やニーズに沿った人材育成事業を積極的に実施した。イングリッシュ・キャンプは全校の小学４年生を対象に実施できるよう拡充を行った。コロナ禍で対面形式の事業ができない中でも、オンラインを活用する等、実施方法を変更することで、可能な限り学びの機会を提供することができた。	
評価	3	コロナ禍で、来宗する外国人との交流事業や学校に外国人等を派遣するグローバル人材活用事業が実施できなかったことにより、事業の参加者数は大幅に減少したが、イングリッシュ・キャンプは全小学校（１５校）で実施することができ、学校からも参加した児童からも高い評価を得ることができた。 コロナ禍に対応するため、実施方法を変更し、オンラインや映像を活用した新しい方法でのグローバル人材育成事業を提供することができた。また、不登校の児童生徒を対象に、企業と連携した体験事業を実施したことにより、友達ができた、学校へ行くきっかけとなった等の成果を得ることができた。
課題と今後の方向性	海外研修の中止や外国人との交流事業ができない中でも、継続してグローバル人材育成に必要な学びの機会を提供できるように、大学や企業と連携した事業を展開し、より多くの子どもたちを対象としたグローバル人材育成を推進する。	

【事業の評価基準】 ４：十分な成果が見られる ３：一定の成果が見られる ２：成果が不十分である １：成果が見られない

事務事業名	英語教育推進事業	
令和２年度の 取組と成果	中学校区に１人程度の ALT を配置するとともに、学校と ALT を連携させるマネージャーを配置した。また、ALT を 9 人配置したことで、外国語に「出会う」→「慣れ親しむ」→「深める」→「生かす」の活動を通し、「『聞く・話す・読む・書く』の 4 技能のバランスのとれたコミュニケーション能力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ることのできる子ども」の育成を図った。	
評価	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う学校休業等により、４ヶ月は ALT を派遣することができず、小学校の授業時数は減少している。しかし、新学習指導要領の実施に向け、中学校への ALT 派遣時数を増やしたことから、中学校の授業時数は増加している。ALT による授業支援及び授業以外における校内でのスキンシップを図ることにより、コミュニケーション能力を身につけるとともに、日本以外の文化に触れる機会の充実につなげることができている。
課題と 今後の方向性	新学習指導要領では、積極的かつ即興的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることが重要視されているため、ALT を活用した授業を行うことができるよう、今後も継続して支援を行う必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	グローバル化が加速するなか、語学力やコミュニケーション力、多文化に対する理解などを身に付けた人材の育成が急務となっている。近年、学校教育においても学習指導要領改訂により小学校外国語科が導入され、積極的にコミュニケーションを図ることを目標とし、将来、外国語を使ってコミュニケーションを図ることのできる人材の育成を目指すようになっていく。 本市においても、世界の舞台で活躍し、信頼され、世界に貢献できるグローバル人材を育成するため、子どもから大人までが多文化や外国語学を学びたいと思う機会の提供や環境整備などを行っていく必要がある。 新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、本市を訪れる外国人や留学生が激減し、対面による交流事業ができない状況であっても、オンラインを活用する等、ウィズコロナでも実施可能なプログラム内容を検討し、児童生徒が英語や外国の文化に触れる機会を確保することで、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することが必要である。

今後の方針	日本や宗像の歴史、文化などを学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育む事業を展ずる。学校教育においては、小中一貫教育を通して、小学校の外国語活動及び外国語科指導を充実させることで、中学校外国語科への円滑な移行を図る。 また、イングリッシュ・キャンプなど英語を実際に話す機会を提供することで、“英語が通じた”“英語ができる”という感覚を児童に体験させ、「英語が使えるむなかたの子」の育成を図る。 市内大学をはじめ、企業や地域団体との連携関係を最大限に生かし、より多くの子どもたちに多様な学習や体験の機会を提供することで、グローバル社会で活躍できる柔軟な考え方や幅広い視野を身に付けたグローバル人材の育成を図る。 国際交流については、学校、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、大学、企業などと連携しながら、関連する事業の一体的な実施や交流機会の提供などのコーディネートを行うことで、相乗効果を図っていく。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
これまで、国のグローバル人材育成推進会議においては、英語・コミュニケーション能力等の育成、異文化体験の機会の充実について、小中高を通じた英語教育の充実について求めている。現行学習指導要領においては、小学校における外国語教育の充実、とりわけ英語教育については指導する教員の英語力・指導力にまで踏み込んだ方向性を示した。 これらを受けて、宗像市では小学生対象のイングリッシュ・キャンプの実施、中学校におけるALT 全校配置によるネイティブ指導体制の充実など、英語をコミュニケーションツールとして日常的に使いこなす児童生徒の育成を具体的に推進している。 今後、自国文化理解、他国文化理解の上に成り立つ相互文化理解という異文化理解の考え方を基本としつつ、世界遺産にまつわる様々な宗像市のよさの発信と交流につながることを期待したい。	

V 互いに尊重し、協力し合う社会の充実

◇ 施策の概要

市民には、出生や性別に関係なく、平等に生活、活躍できる権利があります。

その権利を守りながら、市民がお互いに支え、協力し合うことで、誰もが幸せを感じることが
できる環境を整備していきます。

◇ 施策の方向性

【人権の尊重】

人権教育については、学校では教職員の人権教育と同和教育に対する指導力の向上を図ることで、
児童生徒の人権意識を高めていきます。また、地域では研修会や講演会などを実施し、市民に対す
る人権教育に取り組んでいきます。

人権啓発については、人権週間や人権・同和問題啓発強調月間を中心に、街頭啓発や講演会の実
施、人権文集の発刊などを通して、様々な人権問題に取り組んでいきます。

また、人権問題やDVなどのあらゆる暴力に対して、関係機関と連携、協力し、相談活動を実施
していきます。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
人権教育啓発事業	市民協働環境部 人権対策課	研修会・講演会等の参 加人数	人	660	464
人権対策推進事業	市民協働環境部 人権対策課	研修会参加人数	人	35	21

◇ 主な事業の令和2年度の実績と評価

事務事業名	人権教育啓発事業	
令和2年度の実 績と成果	学校との連携を重視し、講師派遣や研修会等を実施するとともに、地 域からの人権啓発を推進するため、地域コミュニティと連携した啓発活 動を実施した。また、各職員の人権意識の向上と、人権課題に対して適 切に対処ができるよう、3年計画最終年度の職員研修を実施した。	
評価	3	コロナ禍で対面での活動が大きく制限されたが、学校や人権 擁護委員と連携し、人権映画や人権の花運動を通して、子ども たちの人権教育に取り組んだ。また、地域に出向いたパネル展 の開催や街頭啓発、人権講演会等を実施することで市民への周 知を図った。職員人権研修を実施することで職員の人権意識の 高揚を図った。

課題と 今後の方向性	新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、今後も研修会や講演会等を通して教育・啓発活動を行うとともに、人権教育・啓発推進協議会の活性化を図る。
---------------	---

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	本市では、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権問題に対して、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発に取り組んでいますが、未だに生まれや心身の状況、経済環境等を理由とした人権侵害事象が生じています。 引き続き、自他の人権が尊重される都市の実現を目指して、人権教育・啓発に関する施策を、より総合的かつ効果的に推進する必要があります。
今後の方針	令和2年に施行された「宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例」および「宗像市人権教育・啓発基本計画」に基づき、教育・啓発活動に取り組みます。 人権教育では、市職員及び教職員の研修の充実に努め、地域や事業所での研修会などを実施し、市民に対する教育活動に取り組みます。人権啓発では、人権課題に対する正しい理解と認識を深めるために、関係団体と連携し街頭啓発や講演会等を実施します。また、地域や事業所に対する各種啓発事業を推進し、そのほか特に人権との関わりが深い特定職業従事者に対する研修を実施します。 人権に関わる様々な問題解決に向けて、現状を把握し、関係機関と連携しながら相談体制を整備します。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
福岡県の「人権が尊重される心豊かな社会をつくる」という人権教育・啓発の基本方針を踏まえ本市においても同和問題をはじめ個別の人権課題に関する取組が進められている。学校教育においては教職員の研修の充実を推進するとともに、地域では人権啓発が「人権が尊重される都市づくり」の方針に基づいてコロナ禍への対応をしながら着実に実施されている。 今後も学校教育においてはこれまでの教職員の取組や研修を踏まえ、学習中はもとより学校内外の日常生活の様々な場面で自他の人権を大切にする児童生徒が育成されることが求められる。	

VI 歴史文化の保存と活用

◇ 施策の概要

『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」は世界遺産登録後も、その価値が失われないように保存していきます。また、海の道むなかた館を通して、市民がこれら貴重な歴史文化、伝統文化に対する理解を深め、まちに愛着や誇りを持つような取組を行っていきます。

◇ 施策の方向性

【世界遺産の理解の促進】

世界遺産登録に向けて、世界遺産のガイダンス機能を持った「海の道むなかた館」を拠点として、情報の受発信を行い、多様な媒体を活用して広く国内外に情報を発信し、多くの人たちに認知されるように周知、啓発活動を行います。また、市民が郷土の歴史文化に誇りを持ち、住んでいて良かったと思えるよう市民と協働で啓発活動を行います。

加えて、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界的な価値を失うことのないように構成資産の保存、管理や経過観察を行い、あわせて沖ノ島を除いた構成資産周辺施設の適切な活用及び観光誘導に努めていきます。

また、資産周辺の緩衝地帯について、ワークショップ等を活用して市民意見を取り入れ、世界遺産のあるまちにふさわしいあり方を検討し、建造物の修景、観光客の受入体制の整備、市民が積極的に参加できる保存管理活動などを行っていきます。

【歴史文化の保存】

国指定史跡田熊石畑遺跡、桜京古墳や宗像大社、鎮国寺、八所宮などの寺社、さらに未指定の文化財についても、市民と協働で、調査、研究、整理を行い、維持管理を含めた宗像市文化財保存活用地域計画を作成し、貴重な歴史文化遺産を適切に保存していきます。

【伝統文化の継承】

海の道むなかた館を通して、市民が郷土の歴史文化や伝統文化に触れ、学べる場を提供し、歴史文化、芸能、伝統文化の継承活動に対する支援を通じて、担い手づくりを進めていきます。

また、すでに合併前の市町村でそれぞれ編さんしている旧宗像市史、玄海町誌、大島村史、これまでの市内外の諸研究を参考に、最新の成果を加えた市史を編さんし、次世代に引き継いでいきます。

【歴史文化、伝統文化の発信と学びへの活用】

『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」、国指定史跡田熊石畑遺跡、桜京古墳などや無形の歴史文化、伝統文化を市民の生涯学習、子どもの学校教育などで活用していきます。

また、海の道むなかた館では、親子を中心に楽しく学べる体験学習などを行います。

さらに、地域学芸員など市民ボランティアの養成に努め、市内外に情報を発信し、海の道むなかた館を核にした歴史文化のネットワークを構築していきます。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
世界遺産保存管理 事業	市民協働環境部 世界遺産課	「『神宿る島』宗像・沖 ノ島と関連遺産群」に関 心がある人の割合	%	66	65
世界遺産公開活用 事業	市民協働環境部 世界遺産課	海の道むなかた館来館者 数	人	139,497	72,541
文化財調査事業	市民協働環境部 文化財課	埋蔵文化財事前審査件数	件	1,050	905
文化財施設等維持 管理事業	市民協働環境部 文化財課	草刈り件数	件	2	2
海の道むなかた館 展示活用事業	市民協働環境部 世界遺産課	特別展示・企画展示の回 数	回	9	2
海の道むなかた館 管理運営事業	市民協働環境部 世界遺産課	協議会開催数	回	1	1

◇ 主な事業の令和2年度の取組実績と評価

事務事業名	世界遺産保存管理事業	
令和2年度の 取組と成果	保存活用協議会及び保存活用検討委員会において、構成資産の保全、調査研究及び公開活用を推進する事業を実施した。保存管理計画や整備基本計画に基づき構成資産の保存管理や整備を行うとともに、定期的なモニタリングを実施した。辺津宮周辺の市道の無電柱化を行った。	
評価	3	成果指標である「関心度」は、登録後から毎年微減している。県や福津市等と構成する保存活用協議会での事業実施により、スケールメリットを生かし効果的効率的な事業費執行となっている。定期的なモニタリング、開発行為に対する事前協議等により、構成資産及びその周辺環境が保全されている。また無電柱化により、世界遺産に相応しい景観が創出された。
課題と 今後の方向性	海洋漂着ごみ、開発行為への対応など環境保全に継続して取り組む必要がある。また、世界遺産の本質的価値を継承するため、理解促進と共感人口拡充を進める必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	世界遺産公開活用事業	
令和2年度の取組と成果	啓発イベント、世界遺産三者会議の開催、来訪者対策および調査（神湊周辺警備、観測カメラ、世界遺産音声ガイド）の実施、市民図書館深田分館内の世界遺産コーナーの充実等の取組を行った。 新型コロナウイルス拡散防止の取組として、関連施設の臨時休館や外出自粛要請などが影響し、来訪者数は前年比から大幅減となった。	
評価	3	新型コロナウイルス感染症の影響もあり来訪者数は減少したが、イベントや講座をオンラインで開催するなどして対応し、新たな取組手法の開拓につながった一面もある。
課題と今後の方向性	アフターコロナの対応も考えながら、本質的価値を損なわないことを大前提としつつ、適切な来訪誘導を図り一層の理解促進につなげていく必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	海の道むなかた館展示活用事業	
令和2年度の取組と成果	定例やイベント時の体験学習やアウトリーチ活動等の体験学習事業、館長講座や夏休み課外授業、むなかたものづくり展などの各種講座・イベントを実施した。小中学校との連携事業として、ふるさと学習および世界遺産学習の見学受け入れ、出前講座、学習成果の発表支援などを行った。地域学芸員活動の充実・強化事業としてスキルアップ講座、意見交換会、接遇研修などを実施した。市民協働事業として、むなかた電子博物館、ミュージアムコンサートなどを行った。	
評価	3	新型コロナウイルス拡散防止の取組として臨時休館したため、入館者数をはじめその他の実績も例年を下回っているが、オンライン館長講座や電子博物館による情報発信等を行い、世界遺産をはじめ宗像の歴史文化の情報発信に努めた。初めての試みとして5館連携展覧会を開催。当テーマによる展示に加えクイズラリーで各会場を繋ぐなど、連携体制構築の一助となった。
課題と今後の方向性	世界遺産ガイダンスの機能強化、地域学芸員の更なるスキルアップ及び魅力ある展示やイベントの企画開催を、アフターコロナの視点を加えつつ積極的に展開していく必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	世界遺産とは、国や民族を越えて人類が共有すべき遺産であり、かけがえのない財産として次世代に受け継がれていくべきものである。平成 29 年 7 月に国内 21 件目の世界文化遺産として「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が登録されたということは、今に生きる私たちがその責務を負ったということでもあるが、登録推進時に比してその関心度の低下は否めない。また、海洋ごみなどによる環境悪化も進んでいる。そのため、多くの市民及び来訪者にその価値を理解してもらい、ともに活動していただけるよう、市、県、国、所有者、市民及び関連団体などと連携・協働した保存と活用の取組が求められる。 市内には田熊石畑遺跡、桜京古墳などの史跡や宗像大社、鎮国寺や八所宮などの寺社など多くの文化財が点在し、地域の人々の誇りとなっている。寺社の祭礼や地域のまつりなど、伝統文化も数多くある。しかし、まだまだ認知度が高いとは言えず、資源として活用の余地も残っており、また、担い手不足などが原因で継承が困難なものもある。それら貴重な文化財も、今般策定した「文化財保存活用地域計画」とも連携して、世界遺産と同様に大切に保存・活用していく必要がある。
今後の方針	令和 4 年度は世界遺産登録 5 周年を迎えるため、これを契機として、先に策定した「世界遺産のあるまちづくり計画」に掲げた目指すべき将来像である「持続可能な世界遺産 C I T Y 宗像」の実現に向けて、「世界遺産と、美しい海を、未来へ」というスローガンのもと、教育と活動による人材育成・交流拡大に取り組む。 まず、未来を担う子どもたちに向けた理解促進の場の創出のため、世界遺産を核としたふるさと学習の拡充について海の道むなかた館を拠点として取り組む。次に、清掃活動を中心とした環境保全活動を市民協働により積極的に取り組み、世界遺産を守り伝える“共感人口”の拡充につなげる。そして、本遺産群の本質的価値を損なわないことを大前提としつつ、適切かつ魅力ある来訪誘導を、関係部署や団体等と連携して図っていく。 宗像大社、鎮国寺などにある指定文化財はもとより、未指定の文化財についても市民と協働で調査研究を行い、総合的な文化財の保存と活用について定めた「文化財保存活用地域計画」に基づき、伝統文化を含めた貴重な歴史文化遺産を適切に保存していく。 また、田熊石畑遺跡歴史公園や海の道むなかた館を生涯学習や学校教育で活用するため、展示や歴史講座、体験学習などを行う。さらに、地域学芸員や次世代の歴史文化遺産の担い手を養成するとともに、海の道むなかた館を核にした情報発信に努める。 海の道むなかた館を通して、市民が郷土の歴史や伝統文化に触れ、学べる場を提供するとともに、継承活動に対する支援をとおして担い手づくりを進める。 また、すでに合併前に編さんしている旧宗像市史、玄海町誌、大島村史をもとに、最新の研究成果や新たな調査による知見を加えた新修宗像市史を編さんし、次

	世代に引き継いでいく。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
宗像市の歴史文化の象徴とも言える「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」が世界遺産に登録されたことにより国内外にその価値が発信された。一方、登録後の関心度の低下は今後の遺産活用を進める上での障壁となっている。このため、情報発信に関わる特筆すべき内容、発信のタイミングと範囲や発信方法等を見直し、例えば他課の情報発信とリンクを張り組織的かつ機動的に宗像市を丸ごと発信する中で時空を超えた魅力を伝えていくことが求められる。また、学校教育においては調査、見学等による児童生徒の学びにより世界遺産としての価値を理解が進んでいるが、何より市民の理解度の向上については今後の情報発信の工夫改善を待ちたい。 例えば、ふるさと学習とは趣を変えて、児童生徒向けの「宗像のまち発見」のような宗像市の自然、歴史、文化等の魅力や価値に係る情報を楽しく目にできるリーフレット等を配布することにより、保護者も巻き込んだ世界遺産、海や山の自然等の魅力についての理解を図り啓発することなどが考えられる。その際、世界遺産公開活用事業、海の道むなかた館展示活用事業等生かしながら、関係部署、専門機関、学校、郷土史家等との連携により推進するといった方向性も期待できる。	

VII 生涯を通した学習の振興

◇ 施策の概要

生涯学習活動や文化芸術活動を通して、さまざまな分野を学んだり、鑑賞できる機会を創出したりするとともに、学んだ成果を広くまちづくりに活かす仕組みの構築や市民図書館を誰もが身近に感じることができるよう、充実を図り、市民一人ひとりの生きがいにつなげていきます。

◇ 施策の方向性

【学びや活動ができる場の提供】

市民が自発的に学び、参加する機会を拡充するため、多様な媒体活用による情報受発信の強化や生涯学習の充実を図っていきます。

また、さまざまな活動の中で自ら気づき、学ぶ機会を促していきます。

さらに、市民学習ネットワーク、市民活動団体、地域、大学等と連携して、学べる場の提供や学んだ成果を広くまちづくりに活かす活動の場を増やしていくとともに、学んだ市民と各種団体をつなぐ中間支援機能の強化を図っていきます。

【文化芸術活動の充実】

「音楽があふれるまち」を基本として、宗像ユリックスを中心とする文化芸術活動の情報発信や収集、若手芸術家に活動の場を提供しながら、市民が文化芸術に触れる仕組みづくりを整備していきます。

併せて、宗像ユリックスに足を運ぶことが困難な市民に対しては、芸術家を派遣し、市内のあらゆる場所で芸術鑑賞ができる場を設けていきます。

また、市民による文化芸術活動を積極的に支援していきながら、医療、福祉や観光など異分野で波及させるための取組を行っていきます。

【市民に身近な図書館づくり】

多様化する市民のニーズを把握しながら、年齢を問わず、市民のライフステージに応じて本で支援するため、電子図書館サービス、効果的な情報発信及びレファレンスサービスの利用促進など市民図書館サービスの充実を図っていきます。

また、市民図書館が生涯学習、読書支援、生活情報入手の拠点施設として、幅広く資料を収集することで、多様な読書ニーズにも対応していきます。

さらに、市民活動団体等と連携を進め、活動を支援することで、市民等による図書館事業への参画を進めていきます。

加えて、図書館運営のあり方を調査研究し、効果的な運営に取り組んでいきます。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
公民館支援事業	市民協働環境部 コミュニティ 協働推進課	補助申請件数に対する実施率	%	100	100
生涯学習推進事業	市民協働環境部 コミュニティ 協働推進課	ルックルック講座登録講座数	講座	176	173
陶芸施設管理運営事業	市民協働環境部 コミュニティ 協働推進課	管理者との協議回数	回	12	12
市民文化芸術活動推進事業	市民協働環境部 文化スポーツ課	芸術祭等の入場者数	人	6,726	中止
宗像ユリックス施設管理運営事業	市民協働環境部 文化スポーツ課	文化事業入場者数	人	21,208	10,230
市民図書館事業	教育子ども部 図書課	講座・イベント等参加者数	人	7,626	2,232

◇ 主な事業の令和2年度の実績と評価

事務事業名	市民文化芸術活動推進事業	
令和2年度の実績と成果	文化協会の事業補助と事務局業務運営を通じた伝統文化継承の推進、宗像ユリックスを中心とした文化芸術活動の推進、文化芸術補助金助成等を実施することによる市民の文化芸術活動の活性化を行った。	
評価	3	4大文化事業（芸術祭、吹奏楽祭、文化祭、こども芸術祭）については、コロナ禍において全ての事業の実施が見送られた。文化芸術活動事業補助金の活用件数は2件で、コロナ禍であることを考慮すると十分に目標は達成したと判断した。ただし、補助金を受けた団体の実際の活動においては、コロナ禍により参加者人数が減少するなど、文化芸術活動の活性化の効果は減少した。
課題と今後の方向性	文化的な生活は全ての国民に保証された権利であることを考慮すると、コロナ禍においても文化芸術活動が途絶えないように、感染症対策等を行いながら、確実に事業を実施できるように努める必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	市民図書館事業	
令和2年度の 取組と成果	宗像市読書のまちづくり推進計画に沿って、ボランティア、各種団体等と協働して各種事業、イベントを開催した。図書館振興財団の助成を活用し、令和元年度に導入した電子図書館サービスにおいて、引き続き市民にアクセシビリティに配慮した電子図書を提供した。窓口業務については、令和3年4月から4年間の委託契約更新に向けた手続きを行った。	
評価	3	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、主たる事業である読書月間イベントが中止となったため、参加者数が減少した。市民図書館の施設利用者や貸出冊数、新規購入資料は減少したが、電子図書館サービスは臨時休館中も利用登録申請を電子申請で受付し、利用登録者は541人(前年度に比べ39.1%増)、貸出冊数は5,890冊(同229.2%増)であった。館内利用者アンケートを行ったところ、職員対応が評価され、満足度が微増した。
課題と 今後の方向性	市民の生涯学習へのニーズを満たすために資料費の確保が必要である。電子図書館サービスは、緊急事態宣言下においても電子申請で利用登録を行うなど、現時点において有効なサービス提供方法となっている。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	市内では、市民学習ネットワークによる学習講座、市内2大学の公開講座、市主催のルックルック講座、各種養成講座など数多くの学習機会が提供されている。また、地域や市民活動団体の催し、活動をとおして、日常生活のなかに宗像の良さや伝統を学ぶ機会も提供されており、引き続き各種団体と連携し、市民への情報の受発信や学びの成果を発揮できる場を提供していく必要がある。 文化芸術においてはそのジャンルが多様化しており、文化芸術の鑑賞や体験において市が推進している文化芸術の範囲が、世間のニーズに対して不足していることが認められる。また、宗像ユリックスが広域的な文化芸術の交流拠点という観点で十分ではなく、日常的な文化芸術の推進において、文化芸術の交流、情報発信などに課題が残っている。そのため、市が推進する文化芸術の範囲を広げることを検討し、併せてより具体的な事業や取り組みを増やす必要がある。また、宗像ユリックスが文化芸術の交流拠点となるための取組についても検討していく必要がある。 宗像市読書のまちづくり推進計画に基づき、すべての市民が読書に親しむことができる環境づくりに取り組んできた。また、市民協働を推進し、おはなし会やイベ

	ントなどを連携して実施することで、充実した事業を展開してきたが、今後はさらに、読書活動に関わる市民やボランティアの育成や支援を行う必要がある。
今後の方針	市民が自発的に学び、参加する機会を拡充するため、多様な媒体を活用した情報受発信の強化や生涯学習機会の充実を図る。また、様々な活動の中で自ら気づき、学ぶ機会を促す。 さらに、市民学習ネットワーク、市民活動団体、地域、大学、企業などと連携して、学べる場の提供や学んだ成果を広くまちづくりに活かす活動の場を増やす。 宗像市文化芸術のまちづくり 10 年ビジョンを延長運用することになり、新しい日常にも対応した 10 年ビジョンの補足資料を作成し、文化芸術の推進をより具体的に行っていく。 文化芸術を推進については、文化芸術の鑑賞や体験する機会を宗像ユリックス以外の場所に届ける事業を引き続き行いつつも、宗像ユリックスにおける本格的な文化芸術の鑑賞や体験の機会を増やし、文化芸術への関心が高まるプロセスの受け皿を整えていく。併せて文化芸術の推進においてその対象範囲を広げ、障がい者アートの推進など、社会のニーズに応えた事業も行ってく。 また、宗像ユリックスを広域的な文化芸術の拠点としての位置づけを向上させるため、文化芸術サロンの設置にむけて検討を行う。 ライフステージに応じて、いつでもどこでも読書に親しめる環境をつくる。市民や読書活動推進ボランティアとの協力、連携を図るため、引き続き、人材の育成や支援に取り組む。さらに、中央館が併設されている宗像ユリックスをはじめ、市民活動団体など多様な主体との連携や協働を進め、読書月間などを中心に、年間を通して図書館や地域で読書イベントを開催し、読書活動の充実を図る。
教育に関し学識経験を有する者による意見	
生涯学習活動や文化芸術活動は豊かな市民生活を実現する上で重要な役割を担っている。コロナ禍に係る制限の厳しい状況にあって、家庭や職場外での個人の学びの場を担保するためには多くの課題があったと思われるが、人的ネットワークの活用制限に代わるデジタルネットワークを活用した電子図書館サービス等により、実施可能な方策を行政サービスとして実施したことは有効であったと考える。 生涯学習のすそ野を広げ継続的に実施できるようにするため、市の主催する行政サービスに係る施設、機関等に加え、市内の事業所、企業等の支援、共同実施等を含めた学びの機会の拡大と選択できるプログラムの開発等も今後期待される。	

VIII スポーツの多面活用

◇ 施策の概要

本市ではスポーツ推進計画を策定し、スポーツを通して、市民の健康づくりや地域活動の増進を図っていきます。

また、市民がライフステージに応じて、スポーツに親しめるように、機会や場の提供、施設の整備等スポーツ環境の充実にも努めます。

さらに、スポーツを通じた観光事業を実施していきます。

◇ 施策の方向性

【スポーツ、運動を通じた健康づくり、地域活動の増進】

地域、大学、民間等と連携し、スポーツや運動を市民の自主、自発的な活動だけでなく、地域で習慣的に楽しくスポーツ、運動を行う市民を増やすための機会提供やネットワーク化を図り、市民の健康づくりを支援する仕組みを整えていきます。

また、地域でスポーツを通じた健康づくり、地域住民の交流、コミュニケーションを増進させるため、スポーツ、運動を促進するためのサポート体制を整備していきます。

【ライフステージに応じたスポーツ活動の推進】

児童生徒のスポーツ、運動の支援については、複数スポーツの検討や楽しく体を動かす運動遊びなど新たな機会の提供、小学校の体育、スポーツクラブ活動の支援体制を整備するなど、体力向上と将来にわたって運動、スポーツをすることが好きになる子どもを増やしていく取組を進めていきます。また、それぞれの年代に応じたきっかけづくりのスポーツプログラムを提供しながら、習慣化へつなげていくサポート体制も整備していきます。

障がい者スポーツ支援については、障がいの種類や程度に応じて、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを楽しむ環境整備や取組について調査研究し、必要な措置を講じていきます。

これらの取組を推進するため、本市を拠点に活動しているトップスポーツのチーム、スポーツ関係団体、学校、大学等が保有する人材、施設、設備、ノウハウ等のスポーツ資産をより有効に活用していきます。

【地域スポーツ環境の整備】

今後増加が見込まれるスポーツ人口に対応するために、学校開放施設や市スポーツ施設の利用拡大開館日の拡大、民間スポーツ施設の活用、都市圏を除く近隣自治体のスポーツ施設の相互利用について検討し、必要な場の確保に努めていきます。また、スポーツを多面的に活用するための施設整備については、市のアセットマネジメント推進計画に沿って、進めていきます。

◇ 施策を構成する事務事業

事務事業名	所管名	主な指標名	単位	R1 実績	R2 実績
市民スポーツ活動 推進事業	市民協働環境部 文化スポーツ課	ニュースポーツ・体力 テスト参加者人数	人	7,085	1,877
スポーツサポート センター運営事業	市民協働環境部 文化スポーツ課	体力向上プログラムへ の参加者数	人	4,564	1,061
体育施設管理運営 事業	市民協働環境部 文化スポーツ課	体育・学校施設開放利 用者人数	人	434,641	362,703
体育施設改修事業	市民協働環境部 文化スポーツ課	改修工事箇所数	箇所	1	2
体育施設管理運営 事業（大島地区）	産業振興部 商工観光課	利用者からのクレーム 件数	回	0	0

◇ 主な事業の令和2年度の取組実績と評価

事務事業名	市民スポーツ活動推進事業	
令和2年度の 取組と成果	各コミュニティ運営協議会推薦のスポーツ推進委員を中心に、地域のスポーツイベント等を企画・実施する予定であったが、コロナウイルス影響により、多くの事業が中止または延期となった。 勝浦浜海洋スポーツセンターの効果的、安定的な運営を行うため、スタッフ体制の強化、事業の見直しに取り組んだ。 小学校体力テストへのスポーツ推進委員の派遣についても、コロナウイルスの影響を受け、実施校数が減少した。	
評価	3	コロナ禍の影響もあり、指導者の派遣ができなかったことから、指標、事業費ともに対前年（令和元年度）を下回った。
課題と 今後の方向性	ウォーキングをしている個人を支援するため、スポーツ推進委員の役割の見直し。海洋性スポーツの指導者の確保、備品更新、施設（勝浦浜海洋スポーツセンター）の更新などを福津市と連携しながら取り組む必要がある。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	スポーツサポートセンター運営事業
令和2年度の 取組と成果	市民の健康づくりやスポーツ・運動実施者のサポート等、市民のスポーツ・運動を支援した。また、市民の活動団体や学校部活動に指導者を派遣し、地域スポーツ活動を活発化させる宗像市スポーツ・運動支援事業を行った。 すべての市民がスポーツに親しめる場や機会を提供するため、障がい者の生涯スポーツを推進するとともに、子育てをしている就労世代に対

	して自然と運動実施率が向上するような親子プログラムの提供を行った。高齢者への健康づくり支援事業として気軽に参加できるようなプログラムの提供を行った。	
評価	3	コロナ禍の影響もあり、事業が実施できなかったことから、指標、事業費ともに対前年（令和元年度）を下回った。
課題と今後の方向性	サポートセンター事業への参加者の固定化や参加人数の伸び悩みにより、当初の目的である市民のスポーツ・運動のきっかけづくりを行い、市内の全方位でスポーツ・運動の実施者を増やすことにつながっていない。また、サポートセンター事業の成果を測り、この結果を市のスポーツ施策に反映させる仕組みが確立されていない。今後は InBody®（体成分分析機）を活用し、これらの課題を解決できる取り組みを推進する。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

事務事業名	体育施設改修事業	
令和2年度の取組と成果	中央公園野球場は、令和3年度に予定している大規模改修工事の設計に着手した。市内の体育館施設は、令和4年度以降の保全改修計画を策定し、今後の改修方針を定めた。勤労者体育センターは、アリーナのLED化及びトイレの改修工事を行った。B&G 海洋センターは、アリーナのLED化及び外壁工事を行った。	
評価	4	当初予定していた工事、設計等を予定通り年度内に完了させることができた。
課題と今後の方向性	供用開始から40年余り経過した、中央公園野球場の大規模改修工事を実施、完了させるとともに、老朽化した他の施設については、緊急度に応じた施設改修に取り組む。	

【事業の評価基準】 4：十分な成果が見られる 3：一定の成果が見られる 2：成果が不十分である 1：成果が見られない

◇ 施策の課題と今後の方針

施策の残された課題と今後の方針	
課題	週1回以上スポーツ・運動を行う成人の割合は約42.3%となっており、国のスポーツ基本計画に定める65%程度を達成できていないため、スポーツ・運動をはじめの人を増やす必要がある。 各地区コミュニティ運営協議会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、延期または中止となる事業が多いものの、各種スポーツイベント、スポーツ・運動教室などを感染症対策を徹底して開催しており、スポーツ・運動を手段とした住民交流を行うことがまちの活性につながっている。今後も、各コミュニティ・センターを活用し、地域特性に応じた様々な住民間の交流事業を行い、更に

	「絆」を深める取組が必要である。 児童生徒が「生きる力」を身に付けるため、学校体育は大きな役割を担っており、学習指導要領に基づいて体育科の授業を行っている。今後も楽しく運動しながら体力の向上を図る必要があるが、本市の子どもたちの体力は、ここ５年間全国傾向と同じくほぼ横ばいの傾向で、昭和 60 年頃の水準には至っていない。 また、市民が生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を営むため、ライフステージに対応したスポーツ・運動プログラムの提供及び活動支援をするための取組を行う必要がある。 本市の障がい者スポーツ支援は、スポット的な支援に留まっており、日常的に障がい者のスポーツ・運動活動を支援できる仕組みづくりの検討が必要である。 民間スポーツ施設のグローバルアリーナでは、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、国際大会をはじめとする様々なスポーツ大会が延期または中止となる状況が続いているが、今後は感染症対策を徹底しながら、スポーツ大会の誘致や開催、スポーツ合宿の誘致を行う仕組みを作る必要がある。 また、スポーツ大会・合宿に係る来訪客の市内観光を促進する仕組みが不十分で、地域経済活動の活性化につながっていない。そのため、新型コロナウイルス感染防止対策も踏まえ、スポーツ観光をどのように行っていくかの調査・研究が必要である。
今後の方針	スポーツ・運動を単に市民の自主、自発的な活動にまかせるだけでなく、習慣で楽しくスポーツ・運動をする市民を増やすための仕組みや機会を提供し、健康づくりにつなげる。市民スポーツ団体などが地域と連携しながら、各地区の特性を生かしたスポーツ・運動活動を推進する。市民一人ひとりの体力や健康状態に応じた運動やスポーツプログラムを提供、支援していく仕組みづくりを整える。コミュニティ内の住民交流をスポーツ・運動活動をととして促進するためのサポート体制を整備する。 児童生徒のスポーツ・運動活動の支援については、楽しく体を動かす運動や遊びなどの新たな機会の提供や複数種目実施の推進をしながら、体力の向上及び将来にわたってスポーツ、運動をすることが好きになる子どもを増やしていく取組を推進する。 ライフステージに応じたスポーツ・運動活動を推進するため、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツ・運動に親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を図る。 障がい者スポーツ支援については、障がいの種類や程度に応じて、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツ・運動活動ができる環境整備や取組について調査研究し、必要な措置を講じる。 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会でのキャンプ地誘致の取組実績を生かし、国、九州レベルでのスポーツ大会や興行、合宿などの誘致、宿泊を伴う広域スポーツ大会やイベントなどを開催する。

教育に関し学識経験を有する者による意見

高齢化社会とともに長寿社会となりつつある中で、生涯スポーツは健康な心身をつくる上で重要であり、宗像市が進めるスポーツ推進計画も市民が年齢、体力、運動技能、興味等に応じて身近にスポーツを楽しめることを実現する重要な施策である。

コロナ禍の現状においては、感染防止の観点からサービス提供に伴うソフト面、ハード面の見直し、充実を図ることによりコロナ後の全方位実施が可能となるよう施策の維持を期待したい。その際、特徴的な海洋性スポーツのようなプログラムにおいては、適切な指導者の育成配置も求められることから、ネットワーク等を活用した人材育成の在り方も検討することが求められる。

(3) 教育に関し学識経験を有する者による意見

本報告書の内容から、法の規定に基づき効果的な教育行政の推進に資するとともに、教育行政の推進状況に関する市民への説明責任を果たすため、宗像市教育委員会は教育事務に係る 8 施策について、その取組結果が適正に点検及び評価されている。

コロナ禍の厳しい状況下において各施策の計画的、組織的な実施が困難である中、代替の実施方法等により教育事務が遂行されている。

とりわけ、学校および地域の活性化につながる施策については実態に応じた具体的な取組が関係者、関係機関、団体等とのネットワークを生かしてその目的を達成する工夫がなされている。その結果、施策を構成する主な事務事業の評価は 3 以上である。このことから社会の厳しい現状を考慮すると有効な施策が実施されているものと言える。

各施策は学校、家庭、地域支援の基本スタンスが打ち出されており、宗像市がめざす「みんなでつくる」「未来につなげる」「元気で住みやすい」まちづくりの具現化に向けたベクトルと一致するものである。また、宗像市の教育大綱に示された「子どもたちの未来が拓かれる人づくり」「世界に誇る遺産を次世代につなぐ人づくり」「スポーツや文化で輝く人づくり」の基本的な方針と 7 つの基本目標を達成する施策として確実な成果を今後生み出すものと期待できる。

